

大学の教養教育としての法学教育における「更生保護」からのアプローチの試み

東洋英和女学院大学 坪井 龍太

(要旨)

本稿は、大学の教養教育としての法学教育で、法教育の視点から「法的なものの考え方」というリテラシーを身につけさせる試みとして、更生保護を題材に取り入れた教育実践について、学生のレポートの記述分析からその成果と課題を明らかにしようとしたものである。特に更生保護へのアプローチとして、文学作品を教材として用いたところに特徴があり、「法の中に人の姿を見いだす」ことをテーマに、登場人物の心情を読み取らせながら、再犯防止に向けて、協力雇用主の果たす役割までを授業で取り上げた。この教育実践を通じて、教養科目を受講する大学生が、罪を犯した人の自立と更生を題材にしながら、「法的なものの見方」を形成し、更生保護についての関心・意欲・態度を高めることが可能であることを、本稿で考察した。

キーワード：教養教育，法学教育，更生保護，文学作品

1. 大学の教養教育としての法学教育で何を教えるか

大学と短期大学への進学率が50%を超えたのが2005年、そして短期大学を含まずに大学への進学率が50%を超えたのは2009年のことである。高等教育の大衆化は大学入学学生の多様化をもたらすとともに、いわゆる高等学校教育と大学教育の接続の視点から、高校までに学びきれなかった内容を補ったり、高校から大学への学習の橋渡しをしたりする役割が、大学1年生の教育カリキュラムで期待されている(濱名2007)。

筆者の勤務する大学は、人間科学部と国際社会学部の2学部からなる女子大学である。

筆者は両学部に通設された学部1年生担当の学科基礎科目(いわゆる教養科目)「法学」を2010年度から担当している。「法学」ではあるが、そもそも本学の両学部は非法学部である。「法学」に接続する「刑法」「民法」「訴訟法」等の専門科目は存在しない。法律専門職を志す学生はほぼ皆無であり、民間企業等に就職をし、事務・販売等の仕事に就く者がほとんどである。そのような特定の専門的職業への進路希望を持たない学生に対して、本学のような大学はどのような「法学」¹を展開すれば良いのか。キャリア教育の一環として、労働法に関する知識を実践的に教える労働法関連の教育が重要であるとする論考もあるが(居

1 以降、本稿において「法学」とは、非法学部における教養教育として位置づけられた科目を示すものとする。

神2010), 受講する学生のほとんどは, 中学校社会科公民的分野, 高等学校公民科の知識も十分とはいえない²。

2010年度, はじめて「法学」を担当した年は, 平易な法学テキスト(池田2009)を用いた。これは, 「一般教養の法学や初年次教育に最適」と銘打たれ, 各章のスタートが大学生の会話文で構成されている。本学の学生にも取り組みやすい, と考えたのだが, 平易とは言ってもやはり法律学のテキストであり, 学生にとって難解な用語がどうしても多い。「契約」「不法行為」など, 生活感覚に結びつけて理解を試みることが可能な法律用語は良いが, 「錯誤」「瑕疵」「成年擬制」「未必の故意」など, 漢字の読み方・書き方が難しくなってくると「やはり法律は難しい」という感想が返ってきってしまう。まして教科書を離れて「正義」「理性」「権力」などといった抽象的な概念を用いて, 「法とは何か」を説明すると, 大教室であればあるほど, 教員の一方的な説明になってしまい, 「よくわからなかった」という反応が多くなってしまう。

知識は十分とはいえないものの, 学びたいという意欲を持つ学生に「法学」をどのように

提供したら良いのか。いわゆる教養科目として「政治学」や「経済学」などと並列される「法学」の内容は, 「法とは何か」といった抽象的なところからはじまり, 例えば「及び」・「並びに」・「又は」・「若しくは」の区別のような「法の読み方」といったテクニカルなことも含めて取扱い, 憲法・民法・刑法の基本的知識を学生に満遍なく身につけさせるべきかもしれない。しかし, 「わかりづらい」「むずかしい」「興味がわからない」といった授業評価アンケートの学生の声も受けて, 新たな教育内容と方法の開発が必要となった。今回は「更生保護」を補助線にして, 「法律専門家ではない一般の人々が, 法や司法制度, これらの基礎となっている価値を理解し, 法的なものの考え方を身につけるための教育³」, いわゆる法教育を大学の教養教育で実践することの意義を見だしていきたいと考えた^{4(次ページ)}。「法的なものの考え方」という一つのリテラシーを身につけることができれば, 社会人になるにあたってのよりどころとなる自信を, 学生が持つことができるのではないかと, という願いもある。

2012年7月, 犯罪対策閣僚会議が「再犯防

2 本稿での分析の対象となる学生のリアクションペーパーは, 2015年度に実施した「法学」でのものであるが, この実践をはじめた2014年度の「法学」の初回(いわゆる授業開き)に, 「これまで法について学んだことをリアクションペーパーに書いてください」と指示すると, 提出者数125名のうち中学社会・高校公民の授業内容を書いてきたのは12名のみであった。

「私は中学生の時に, 社会科の授業で法律を作るのは国会の仕事であることを学ぶため, クラスでミニ国会を開いて, クラスのルールを作成すると言うことをやった」[高校1年生の時の政治・経済の授業で憲法についてはもちろん学びました。法についても少しだけ学んだ記憶があります。ただ先生が前で説明してだけでなく, グループディスカッションなどをして他の人の意見や, なぜそのような法を作らなければならないのか, などを授業でやりました][中学・高校では社会科の時間に憲法について学んだが, 憲法ができた背景に焦点をあてていた][中学・高校時代には, 日本国憲法の授業があり, その一環で最高裁判所の見学に行きました]という積極的な記述は4人とどまった。多くの学生は「法」というと「守るべきもの」というイメージがわき, 小学校や中学校での道徳の時間に学んだ「決まりを守ること」を記述してくる。もしくは学級活動・ホームルームの時間の薬物教育や情報モラルの学習が記述されるのが, ここ最近の特徴である。

3 法務省 法教育研究会 報告書(2004年)における, 法教育の定義である。

止に向けた総合対策」を公表した。本稿ではこの「再犯防止に向けた総合対策」の「4、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する」の「(2)刑事司法分野の法教育の実施」すなわち更生保護について考える法教育を大学1年生に試みた成果を考察することにしたと思う⁵。社会内処遇を担う更生保護への期待をこめて導入された刑の一部執行猶予制度が、2016年6月からスタートしたいま、再犯の防止に向けた市民感覚の涵養は時宜にかなっていると思われる。大学教育における更生保護の教育実践に関する先行研究として今村(2011)があるが、本稿は非法学部の「法学」での実践を分析したところに特徴がある。また一般教育科目「法学」に関する先行研究として、小野(2014)があり、7つの大学での実践を研究対象としているが、更生保護については取り上げられていない。

考察の方法は学生のレポート記述を分析するものとし、研究の倫理的配慮として、記述した学生個人を特定できない形でレポート記

述を引用することとする。

2 なぜ「法学」で「更生保護」を取り上げるのか

2014年度から「法学」は、シラバスで「法のなかに人の姿を見いだす」をテーマとし、授業の総仕上げとして、15回の授業のうち4回⁶で「自立と更生」をテーマに、罪を犯した人の更生を考える授業を行った。すでに憲法の無罪推定の原則を学ぶことは、法教育の肝要なポイントとする論考もあるが(坪井2011)、日本国憲法が補則を除く全99条の中で、18条および31条から40条の全11か条で「人身の自由」に連なる条文をあてるなど、日本は他国の憲法と比較しても、「人身の自由」について詳細な規定をおいている。「人身の自由」が憲法上の権利として、どのような意味を有するかを考察することは、「法学」の学びとして不可欠のものであろう^{7(次ページ)}。そしてさらに、刑罰の意義や内容にとどまらず、実際の受刑者の日常生活、更生や社会復帰の

-
- 4 ここで法教育と法学教育は、どう異なるのか、という考察が必要になろう。もしも法教育を法学教育の基礎と考えるならば、法に関する教育のうち法教育が担当する部分と法学教育が担当する部分とを明確に分けなくてはならない。ここでは本学のような非法学部の学生が「法律専門家ではない一般の人々」であることを重視し、自立した市民になるための必要な法的素養を身につけることができる機会を、大学の基礎教育で提供しようという問題意識で考察を行っている。非法学部であれ、法学の学問研究に根付いた法学教育が求められることがありうることは重々承知している。いかに大学教育がユニバーサル化したとはいえ、大学は研究と教育が不可分なものである。しかし本研究では、目の前の学生たちの心をどのように動かすかを中心に論じてゆきたい。
- 5 更生保護に関する中学・高等学校レベルでの法教育実践(保護司を教室に呼んでくる等)はインターネット等でわずかに公表されている。2000年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定され、12の人権課題(女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、その他[同性愛者等])が提示され、学校教育において、積極的に取り組むことになっている(傍点筆者)。道徳教育等での実践が期待されていると思われる。しかし、刑を終えて出所した人を課題にした人権教育について、本実践14回目の授業で学生に挙手を求めて、そのような内容の授業を中学・高等学校時代に受けたことがあるかを問うたが、一人も手が上がらなかった。まだまだ一般化されていないものと思われる。
- 6 第1回～第10回の授業では、国籍法違憲訴訟(最大判2008年6月4日、判例時報2002号)と非嫡出子相続規定違憲訴訟(最大決2013年9月4日、判例時報2197号)について時間をかけて取り扱った。女子大学のため「家族と法」「結婚と法」といった内容は学生の関心も高い。何よりも、授業のテーマ「法のなかに人の姿を見いだす」を意識し、新聞記事を活用して、違憲判決を勝ち取り社会の仕組みを変えた(法改正を実現させた)人々の生き様に焦点をあてるよう努め、生き様という視点から第11回以降の更生保護の内容につながるようにした。

在り方を考えることは重要である⁸。

そして「自立と更生」すなわち再犯の防止は、現在の日本の重大な課題の一つである。2012年7月20日に犯罪対策閣僚会議で「世界一安全な国、日本」の復活を目指し⁹、前述のとおり「再犯防止に向けた総合対策」(以下、「総合対策」)が発表されたのである¹⁰。そこでは、刑務所出所後、2年以内に再び刑務所に入所する者の割合を、今後10年間で20パーセント以上減少させるという数値目標を掲げたのであった。

「総合対策」によると、罪を犯して刑務所を出所した人が「広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する」ために、(1)啓発事業等の実施、(2)刑事司法分野に関する法教育の実施、(3)保護司制度の基盤整備と充実・強化、(4)弁護士及び日本弁護士連合会等との連携、(5)ボランティアやNPO法人等民間資源の参画による支援策の展開が挙げられている。今回、筆者が注目するのは(2)刑事

司法分野に関する法教育の実施である。「総合対策」では、「学校教育等における法や司法に関する学習機会の充実策の一環として、我が国の再犯防止対策の取組に関する広報活動等を実施する」とある。

このことについて安部(2014)は「とくに中学校における法教育の実施状況に関する調査研究の実施が指摘されている。目指すところは、壁の向こうに隔離・排除して、市民とは異なった存在、さらには社会に害をもたらす怖い存在として扱うような偏狭な犯罪者観から、犯罪者を同じ同胞として受け入れ、これを支えていかなければならないような弱い存在として理解を示す犯罪者観へと視点を変えていくための、いわば長い目で見た法教育の実践である」と述べる。つまり即効的な効果を期待するのではなく、人間の成長を通じて、寛容(tolerance)の形成の契機を与えるような法教育の実践が望まれていると言えよう。

中学生や高校生に、罪を犯した人への寛

7 2012年11月30日に報告された日本学術会議 大学教育の分野別質保証推進委員会 法学分野の参照基準検討分科会による『大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 法学分野』でも、「教養教育としての法学教育」の項で、次のように述べている。「法学を学ぶことは、それ自体、市民としての教養の一つとして役立つ。法律職以外の職業に携わる者にとっても、また一般市民生活においても、社会生活を営む上での一般教養として、法学を学ぶことは有益である。特に、憲法の定める民主主義、基本的人権の尊重などの理解は、すべての市民の生活全般の基礎となるものである。たとえば、最近では、刑事事件において裁判員制度が導入され、すべての市民が刑事裁判に関与する可能性があり、刑事裁判についての正確なものの考え方(とりわけ、犯人と疑われた者や犯人であることが裁判手続により確認された者にも、様々な基本的権利が保障されなければならないことや、手続の全般にわたり無罪推定の原則や「疑わしきは被告人の利益に」の原則が妥当すること)の普及が重要になっている」(同報告書 p.22)。

8 渡邊(2013)でも、「たとえば捜査段階については、多くの裁判員制度の授業で扱われることがない。そうなると、捜査段階における被疑者の人権保障については学習されないこととなる。この点は、捜査段階での人権保障の重要性に鑑みても、また、日本国憲法が被疑者の人権保障について比較憲法的に見ても他に類を見ない詳細な規定をおいていることからしても、大きな問題であろう」「刑罰の意義や内容、実際の刑罰の運用、受刑者の日常生活や人権保障、更生や社会復帰の在り方などについては、取り上げられることがない。これらのことを知らないままに『被告人には懲役〇年が良いと思う』『いや懲役△年が適当』と児童・生徒が授業で議論することにどんな意味があるのだろうか」と述べ、現状の法教育における裁判員制度教育を批判的に考察している。

9 この「世界一安全な国、日本」というフレーズが発表されたのは、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の招致計画とは無縁ではないと言われている。2013年の招致プレゼンテーションで示された「おもてなし」のアピールは、「世界一安全な国、日本」を前提にしたものであったことは記憶に新しい。

10 2012年7月20日の「再犯防止に向けた総合対策」は、民主党の野田政権の下で発表されたが、犯罪対策閣僚会議そのものは2005年以来の自由民主党の小泉政権の下で閣議了解され、設置されたものである。

容を説くのは難しい¹¹。しかし、大学1年生という10代の最後から20才を迎える発達の段階においては、「大人になる自覚」の芽生えの中で、他者(=罪を犯した人)に対する承認の意識を高めたり、人生の途中のさまざまな局面における困難(=社会復帰が困難)に対して社会全体として理解や協力をする仕組み(=再犯の防止)を学んだりすることは意義があることではないか。また「女性の自立」をアドミッションポリシーなどに標榜する女子大学の多い中、漠然と自立を学生に促すだけでなく、罪を犯した挫折から立ち直ろうとする人間の自立を想像したり、考えさせたりすることは、特殊で具体的な自立であるからこそ、筆者の勤務先のような女子大学では意味のある考察を学生は引き寄せられるのではないかと考えた。

3. どのようにして「法学」で「更生保護」を考えるきっかけを与えたか

教材は吉村昭「見えない橋」(『見えない橋』所収、書名と同名の短編小説)を学生に読ませることとした。視聴覚教材ではなく、文学作品を通じて、その行間から登場人物である罪を犯した人という他者の心情を読み取り、その上で協力雇用主制度という再犯防止のた

めの制度を考えさせてみたのである。

「見えない橋」のストーリーを簡略に描く。微罪で36回も刑務所に出入りしている君塚貞一という高齢(69才)の男が登場する。これまで君塚は24才の時から罪を犯し、出所しても一般社会での生活に不安を覚えて、無銭飲食等の微罪で刑務所に舞い戻ってしまっていた。そんな君塚を保護観察所を経て、更生保護施設¹²(小説では「保護会」)が引き取ることから話は始まる。つまり見えない橋とは、刑務所と一般社会の間にかけてられた橋¹³のことであり、その橋の真ん中に更生保護施設があるのである。更生保護施設は一般社会の自由に困惑することもある出所者の社会復帰への中継地点として存在する。その更生保護施設の主幹である清川は、出所したばかりの君塚を引き取り、しばらくは更生保護施設に宿泊させるが、自立に向けて、生活保護の手続きを行い、一人暮らしができるアパートを見つけ、君塚に家主と交渉させるなど、社会復帰を支援した。清川は「そうだ、どんなことでもいい。自分で解決できないようなことがあったら、いつでも来ればよい」と、一人暮らしをはじめめる君塚を励ます。しかし、アパートに暮らしはじめた君塚は清川に「妙なことを言う」と、お笑いにならないでください。外に出る時、ドアを押しますと開きます。入り口の扉

11 安部はこれに続けて「しかし社会一般の現状に目を向ければ、毎日のごとく、陰惨な犯罪報道がテレビ画面に表れて、視聴者の好奇心を駆り立てるように繰り返されている。犯罪者像は、これでもかと言わんばかりにモンスター化されている。こうした報道や特番によって、犯罪者へ向けた視聴者の苛立ちは高まっている」とし、「法教育を通して犯罪や犯罪者への認識を変革することも、長い目で見れば重要であるが、いま効果的になし得ることは、テレビを活用した犯罪者の社会復帰を促進させる支援の呼びかけであろう」と、更生保護分野の法教育について限界も示している。

12 更生保護施設とは「主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいなかったりなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行う施設である」。2015年版犯罪白書、p.86。

13 藤本(2010)でも、更生保護施設のことを「社会への架け橋としての更生保護施設」と紹介し、受刑者と社会を結ぶ橋と説明している。

は外から開けてもらうことになっていましたので、ドアが開くと体がふわっと浮いているようで落ち着きがないのです」「一番変な感じがするのは、外から帰ってきてドアをカギであける時です。これまで出所しても安宿にしか泊まらず、カギで開け閉めするようなところに泊まったことがありません。自分で鍵をまわして部屋に入るのが、どうも変なのです。刑務所では自分が房に入ると後ろで鍵の閉まる音がして、自分で鍵をまわしてドアを開けるようなことはしたことがありません」。それに対し清川は「今のあなたは、自由の身になっているのだから、どこでも死ぬ。部屋の中でひっそりと死んでも、それはドアが自由に開く部屋だ。路上に行き倒れになっても、そこははてしなくひろがる地上の一点だ。少なくとも刑務所のように拘束された場所ではない」と諭す。身寄りの無い君塚はアパートに住んでからも、更生保護施設の掃除などを手伝いに来ていたが、いつしかあまり姿を見せなくなった。君塚が見つけた居場所はキリスト教会であった。キリスト教信者との交流を通じて、人間性を取り戻す君塚であったが、不意に君塚に死が訪れる。食物がのどに詰まったことによる窒息死だった。アパートで孤独な死を迎えた君塚であったが、キリスト教会により、質素に葬儀が行われた。葬儀の謝意を清川が神父に伝え、清川の君塚に対する自分の務めをすべて終えるところで小説は結末となる。

文庫本のページ数としてわずか43ページで

あるが、授業2回をかけて学生による輪読をした。小説を読むこともほとんど無い現在の大学生にとって、短編小説をじっくりと読むことは、新鮮なことである。あくまで文学作品の理解をするための授業ではないので、仮釈放や保護観察などの法律用語の説明を交えたり、犯罪白書から出所者等の具体的データを紹介したりしながら、登場人物の心情を読み取らせるようにし、「法のなかに人の姿を見いだす」ように努めた。

2015年度の学生のリアクションペーパー¹⁴の記述を紹介する。罪を犯した人一般に対する認識の変化として、次のようなものが挙げられる。

「今まで自分は罪を犯してしまった人が出所してきて、普通に暮らしていることは、怖いと思っていたけれども、当然の権利であるし、偏見であったかもしれないと考えた」

「更生保護施設の人々とともに助け合い、きちんとした方向に向かって一緒に歩けば、人は変わると思います。再犯をしてしまう人たちは運悪くまだそういう人に出会っていないだけで、きっと出会えば変わっていくと思います」

「犯罪者とひとくくりにくくっても、個々人で事情も異なる。環境、動機など悪気はなく犯罪者になってしまう人も大勢いる。この物語を読んで、犯罪者だから悪い人であるという考えが払拭された」

14 教員が学生に対し、一方的にならず、授業の内容と学生の学びの双方向性を確保するために、授業の中で一人ひとりの学生にミニ・レポートを課すことを「リアクションペーパーを書かせる」といった表現を大学では用いる。リアクションペーパーではなく、コメントシート、リフレクションペーパーといった表現を用いる大学もある。

「私はこの小説を読む前までは、何度も犯罪を犯している人はみんな良くないと思っていましたが、この小説を読んで、途中でキリスト教の教会の人たちが助けてくれて生活が楽しく感じられる場面がありました。そこを読んだ時に周りの人の助けなどによって人は変わるんだと思いました。犯罪を犯すことは絶対に良くないし、厳しく罰して罪をつぐなわなくてはならないと、今でも思っています。でももう一度本当にやり直したいと思っている人には、みんなが手を差し出して見守らないといけないんだ。そういう社会が必要なんだと思います」

また君塚個人への眼差しとして、

「(かつての)君塚にとって、普通の社会が怖く、軽犯罪で刑務所に戻るとというのが、とても悲しく感じました」

「普通の人間なら自由を求めるけど、君塚は違い、拘束により、心を保っているというのは非常に驚きました」

「神父さんや清川さんなど信頼できる人に会うことができたのは君塚さんにとってすごいことで、罪を犯したからといって、人生が終わるわけではないと感じました」

「教会などを通して、人と関わるなかでの心の豊かさやあたたかさを亡くなる前に社会で学ぶことができたのではないかと感じました。こんな良い人たちと巡り会えたのだから、もう少しだけ長生きして欲しかったな、と思いました。もっと前からこの教会の信徒の方たちと出会っていたら、

違う人生だったのかなと思います」

更生保護施設で働く清川の働きに対する気づきをした学生は少ないが、次のように想像力を働かせている。

「小さなことでも相談に来るといいという発言のおかげで救われたから、主幹の一つ一つの言葉も大事だと思った」

「保護司の仕事は出所者のために住むところや職を探すだけでなく、出所者が刑務所を出た後に社会にとけこませるよういろいろな裏で動いたりしなくてはならない点がとてもたいへんそうに見えました」

4. 文学作品から学んだことを更生保護制度の学習につなげていく

法教育である以上「法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」をしなければなるまい。文学作品を読んで、感情を豊かにすれば良いだけであれば、小・中学生の道徳の時間の読み物教材による学習を、素材だけ変えて大学生の「法学」の授業に応用しただけに過ぎなくなる。教養教育とはいえ大学教育であれば、罪を犯した人の「自立と更生」の仕組み(=制度)を構築できる可能性を探るあたりまでは到達すべきであろう。

そこで筆者は「見えない橋」に続く2回の授業で、協力雇用主について説明し、協力雇用主に自分になることができるかどうかを考えさせることにした。協力雇用主とは「犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易で

ない保護観察又は緊急更生保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主(2015年版犯罪白書より)」である。現在およそ14,000の協力雇用主が全国の保護観察所に登録されている。

まず罪を犯した人の「自立と更生」を支える民間の組織・人々として、保護司、更生保護施設と自立準備ホームなどについて授業で説明をするが、何よりも「自立」のためには生活費が必要となる。「見えない橋」の君塚のように69才の高齢者であれば、生活保護という社会福祉制度の利用が考えられる。しかしながら、健康で働くことができる者であれば、就労の機会が無ければ生活費を得ることができない。そのために、罪を犯した人の就労先の開拓が喫緊の課題となっている¹⁵。つまり「協力雇用主に自分になることができるか」を問うことは、罪を犯した人の「自立と更生」のために「自分が良き理解者、良き協力者になれるか」ということを問うことになる。

授業は、履修者100名を超える大教室ではあったが、教室の中で自由にディスカッションをさせた。前述の通り、保護司や更生保護施設について説明し、その後、①あなたの友人が犯罪者と知った場合、今後も友人のままであるか、②あなたのパートナーが犯罪者と知った場合、今後も付き合うか、③あなたの婚約者が犯罪者と知った場合、結婚するか、という問いを順次、発した。ディスカッションの最中に学生から、「どんな罪を犯したかによる」「裁判で有罪の判決を受けてから、どのくらいの期間が経っているかによる」などと

言った発言が出てきた。そこで、(1)窃盗罪(万引き犯)の場合、(2)覚せい剤取締法違反(自己使用)の場合、(3)強制わいせつ罪の場合、(4)殺人罪の場合、と場合分けし、また確定判決後もしくは刑期満了後、5年間一切の刑法犯・特別法犯を犯していないという条件を仮定して、ディスカッションを継続させた。

ディスカッションの後、「あなたの婚約者が犯罪者と知った場合、結婚するか」という問いで、無記名でリアクションペーパーを書かせ、次回の授業で協力雇用主について取り上げることを説明し、予習を促した。リアクションペーパーは108人提出したが、記述内容を3分類してみた。一つ目がいかなる罪であっても「結婚する」と記述をした者、二つ目が罪によって「結婚する・しない」が分かれた記述をした者、三つ目がいかなる罪であっても「結婚しない」と記述をした者の3分類である。結果は、いかなる罪であっても「結婚する」が21人、罪によって「結婚する・しない」が分かれたのが80人、いかなる罪であっても「結婚しない」が7人であった。

次の授業では、前回の授業でのリアクションペーパーの結果を伝え、主な記述内容などを紹介した後に、法務省と厚生労働省による「『協力雇用主』を募集しています」というチラシを配った。そして、協力雇用主について説明した後、あなたが会社経営者であった場合、犯罪者を雇うか、すなわち協力雇用主になるか、と学生に問い、再度、ディスカッションを行わせた。学生たちからは「どんな会社を

15 現在、協力雇用主の半数は建築業となっていて、雇用希望者と雇用主の適切なマッチングが課題となっている。そのために協力雇用主の量的な確保よりも、多様な事業での協力雇用主が必要となっている。

経営しているかで考えが変わる」という意見も出たが、「自分の経営したい会社で想定して良い」とディスカッションのハードルを上げないように努めた。

ディスカッションの後、今回も前回同様の場合分けと条件で、無記名でリアクションペーパーを書かせた。リアクションペーパーは99人提出したが、前回同様に記述内容を3分類してみた。一つ目がいかなる罪であっても「雇用する」と記述をした者、二つ目が罪によって「雇用する・しない」が分かれた記述をした者、三つ目がいかなる罪であっても「雇用しない」と記述をした者の3分類である。結果は、いかなる罪であっても「雇用する」が41人、罪によって「雇用する・しない」が分かれたのが33人、いかなる罪であっても「雇用しない」が25人であった。

いかなる罪であっても「雇用する」と記述した者が41人に達したことは、法務省からの奨励金など協力雇用主になることのメリットを説明したこともあろうが、協力雇用主について、一定程度、理解が得られたと解釈して良いと考えている。単純な比較であるが、いかなる罪であっても「結婚する」が21人であったことを考えれば、罪を犯した人の「自立と更生」を社会の一員として支援することを真剣に考えたことが窺える。

筆者にとって意外だったのは、いかなる罪であっても「結婚しない」が7人であったのに対し、いかなる罪であっても「雇用しない」が25人となったことだ。無記名のリアクションペーパーであるから、いかなる罪であっても「雇用しない」と記述した25人が、前回どのように記述したかはわからないが、次の5人の

学生の記述は、前回、いかなる罪でも「結婚する」から、今回、いかなる罪でも「雇用しない」に変わったことが窺えるものである。

「私は婚約者が犯罪者だとしても結婚します。婚約者は今まで一緒にいたから自分が信じてあげればよいと思うし、もう一度話し合って、『この人なら大丈夫』という確信を持てれば結婚します。社長だったら犯罪者を雇うかというのは、与えられた情報と見かけの判断、少し話しをするだけなので、本当にその人が信頼できるかを見極めるのは難しいことだと思いました」

「先週の解答は、全ての場合でも結婚するという考えでした。今回と真逆である理由は、その人のことをどれだけ信用できるかと言うところです。婚約者と社長では、その人との関わり方が大きく異なるので、こういった考えになりました」

「私は先週、自分の婚約者が犯罪をしても、その人自身が好きで、結婚まで考えていた相手なら、全てを許し望みをいだと書きました。しかし、今回は婚約者ではなく、赤の他人なので、私が彼らの全ての罪を受け入れ、全てをともに負う責任はないと思います。冷たい考えであると思いますが、自分にどうその人が関わってくるか、そこがポイントだと思います」

「彼氏の場合は、少なくとも一緒にいたいと思う程度に時間を過ごしているから、信頼する気持ちがある。しかし、雇用となると全くの他人を受け入れなければならない。その人のこれまでの生き方を少しも見たことがないのだから、簡単に信用して雇

用することはできない」

「考えはまったく異なりました。確かいずれの場合でも結婚すると答えたと思います。理由としては、結婚は身内だけの問題であること、仕事は社会全体に関わることだからです。どちらも快く受け入れることが理想でしょうが、やはり世間の目で営業は成り立つ部分があると思うので、結婚は良くても仕事仲間として一緒に働きたくないです。素性を明かさなければいいかもしれません」

前者4人は「人を信用・信頼するには時間がかかる」という趣旨、最後の1人は「世間の目」つまり「顧客や他の社員の視線を考慮せざるを得ない」という趣旨であり、協力雇用主が、多様な事業に広まらない理由が浮き彫りになる結果となっている。

5. まとめ

罪を犯した人の「自立と更生」の仕組みを構築できる可能性を探ることは、もとより非法学部の大学生には難しかったのかもしれない。しかし、「法のなかに人の姿を見いだす」ことをテーマに文学作品を教材として使用することによって、「自立と更生」を支援する関心・意欲・態度までは形成できたと考えている。「見えない橋」から自立する本人の立場を想像させることができたからであり、「法的なものの考え方」を身につけられたものと評価している。

罪を犯した人という少数者の人権を考察することは、法教育の目指す幸福、正義、公正の価値を考察することと結びつく。そして

個人の尊厳と基本的人権の尊重という立場から、現行の法や刑事司法制度への問い直しが可能である。大学教養教育としての法学教育で更生保護というテーマはどのような役割を果たしたのか。それは自立という「大人になる自覚」の芽生えの中で、他者に対する承認の意識を高め、他者(=弱者)の挫折・失敗・困難に対して、社会全体として弱者を包摂する学習を行い得たことにあるのではないか。今後は、「なぜ自立と更生を支援することを学ばなければならないのか」、つまり学びのレリバンス(意義)を学生に明確にしながら、15回の授業展開を再構築するのが課題である。

参考文献

- 安部哲夫「再犯防止対策の推進と刑事政策の課題」『罪と罰』第51巻3号(2014年)5-19頁。
- 藤本哲也『犯罪学者のひとりごと』(第2刷)日本加除出版(2012年)。
- 濱名篤「日本の学士課程教育における初年次教育の位置づけと効果」『大学教育学学会誌』29巻1号(2007年)36-41頁。
- 居神浩「ノンエリート大学生に伝えるべきこと-『マージナル大学』の社会的意義」、『日本労働研究雑誌』52巻9号(2010年)27-38頁。
- 池田真朗編『プレステップ 法学』弘文堂(2009年)。
- 今村嘉治「大学教育において更生保護制度を教えることについて-更生保護のソーシャルワークを伝えるために」『更生保護と犯罪予防』44巻153号(2011年)105-118頁。
- 小野昇平「一般教育科目としての「法学」科目の新たな教育方法論」『法と教育』vol. 5(2014年)95-104頁。
- 坪井龍太「法教育に関する一考察」『法学新報』117巻7・8号(2011年)689-709頁。
- 渡邊弘「初等中等教育における『市民の司法参加』教育のあるべき方向性」『刑法雑誌』52巻1号(2013年)42-54頁。

An Approach to the Teaching of Offender Rehabilitation in a Liberal Arts University's Legal Education Class

Ryuta Tsuboi

(Associate Professor, Toyo Eiwa University)

Summary

In this article, one approach to teaching the topic of Offender Rehabilitation as part of a liberal arts university's Legal Education class is presented. The teaching method used was that first, literary works were selected as teaching materials. Then, class discussions on these readings and the literary characters' emotions were held under the theme of "Finding humanity within the law," which also included examining the role played by employers to decrease the number of repeat offenders. Students' written reports were then analyzed in regard to the extent that they could demonstrate development of their own "legal point of view." The results were that even first year students taking liberal arts subjects could acquire a "legal point of view" through the study of literary works that contained characters that were former offenders who became independent and were rehabilitated. It can also increase students' interest, motivation, and willingness to work for offenders' rehabilitation.

Keywords : **liberal arts, legal education, offender rehabilitation, literary works**